

# 交通災害共済



## 加入済みですが

### 見舞金の請求は一年以内に

阿久比町では、平成十七年八月現在で、65・88%、一万六千三百四人の方が交通災害共済に加入しています。

円（七月～九月 四百円、十月以降 三百円）です。交通事故に遭ってからは間に合いません。まだ加入されていない方は、この機会に家族で加入し、万が一に備えましょう。

等級	障害の程度	見舞金額
1級	死亡(事故日から180日以内に死亡した場合)	105万円
2級	治療実日数220日以上で、かつ、入院180日以上	34万円
3級	治療実日数110日以上で、かつ、入院90日以上	12万5千円
4級	治療期間150日以上、かつ、実日数50日以上	8万円
5級	治療期間120日以上、かつ、実日数40日以上	6万5千円
6級	治療期間90日以上、かつ、実日数30日以上	5万円
7級	治療期間60日以上、かつ、実日数20日以上	4万円
8級	治療期間30日以上、かつ、実日数10日以上	3万円
9級	治療期間15日以上、かつ、実日数5日以上	2万5千円
10級	治療期間15日未満、かつ、実日数1日以上	2万円
11級	治療期間15日未満、かつ、実日数1日以上で交通事故証明書(人身事故)がないとき	1万5千円

#### 共済見舞金

見舞金の金額は、治療期間や入院回数により、一級から十一級の等級に分かれています。

共済期間中の交通事故であれば、その都度何回でも見舞金を支払いできます。

#### 見舞金の請求に必要な書類

人身事故であることが明記された交通事故証明書もしくは防災交通課窓口にある交通事故状況書  
医師の診断書(診断書は見込み診断ではないもので、診断書の用紙は防災交通課窓口にあります。)

## お知らせ

の書類は、自動車損害賠償責任保険などで使用するもので複写(コピー)でもかまいません。  
人身事故であることが明記された交通事故証明書がないときは、該当する等級から一級繰り下げた等級となります。

次に該当する方は、会費の一部補助を受けられます。

(1) 平成十七年四月一日現在、生活保護を受けている世帯で、平成十七年度交通災害共済に加入している方  
・義務教育児童・生徒 全額  
・その他の方 半額

(2) 平成十七年度四月一日現在生活保護世帯に準ずる世帯で、平成十七年度交通災害共済に加入している方  
・義務教育児童・生徒 半額  
・補助請求には、会員証、印鑑(認印)、振込先金融機関の通帳を持参し、平成十七年十二月一日(木)までに防災交通課窓口へ申し出てください。

平成十八年度以降に、交通災害共済に加入する予定のない方は、防災交通課に連絡ください。  
再度、加入連絡をいただくまで加入申込書は送付しませんのでご了承ください。

問い合わせ先

防災交通課  
☎(48)1111(内208)